

## 公告

京都市立病院へのTVモニター設置による広告掲載について、次のとおり実施することとし、  
広告を掲載する事業者等を募集します。

平成25年 2月25日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 内藤 和世

広告媒体	施設の名称	京都市立病院
	施設の所在地	京都市中京区壬生東高田町1-2
	施設の設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため
	開館日, 休館日	土日祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は通常診療受付を行っていない。ただし、救急等については365日受付を行っている。
	開館時間	通常診療時間: 午前8時30分から午後5時15分まで 救急外来: 24時間
	年間利用者数	約29万5千人(平成23年度延べ外来患者数)
広告の規格	内容	TVモニターを院内壁面に設置し、行政情報及び広告を放映します(放映時間については別途協議)。
	掲載場所	本館1階会計窓口待合2箇所及び内科外来待合2箇所(計4箇所。別紙位置図をご覧ください)
	大きさ	42インチ(画面サイズ)程度のモニターに広告表示
	色数	いずれもフルカラー
	枠数	TVモニター1台につき1画面
掲載条件	広告料金(税込)	予定価格を年額720,000円(1台当たり月額15,000円)として、見積合わせにより決定します。 ただし、京都市立病院整備運営事業に伴う改修工事の影響により、モニターの一部を放映を実施できない期間が生じることがありますので、放映できない期間については放映台数に応じて広告料金を算定します(詳細については別途協議)。 なお、上記の広告料金とは別に、電気使用料をお支払いいただきます。
	掲載(契約)期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
	広告物の掲載方法	TVモニターについては、壁面に固定していただきます(設置方法については別途協議)。
	広告物の作成主体	TVモニターは、契約者において用意していただきます。また、放映する行政情報及び広告についても、契約者において作成していただきます。
	広告物の掲載主体	TVモニターの取付及び撤去作業については、契約者の負担で行っていただきます。

	広告物の提出期限	広告の掲載を開始する日の前日までに設置していただきます。
掲載の基準	関係規定 (必ずお読みください)	入札に当たり、京都市広告掲載基準第2条及び第3条の規定を準用します。
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	葬儀、墓地、墓石関連事業者の広告は掲載できません。
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、上記「掲載場所」記載の条件を一括して扱える広告代理店等とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページでご確認ください。
	申込方法	別紙「広告掲載申込書」に、必要事項を記載のうえ、以下の申込先にご提出ください。また、必要に応じ、見積書、提案書（様式自由）等をご提出ください。 郵送する場合は、申込期間内に必着するようお送りください。
	申込期間	平成25年2月25日（月）から平成25年3月8日（金）まで 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）行います。
	広告掲載の決定方法	原則として予定価格以上で最高額の提示を行った方を契約の相手方とします。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。</li> <li>・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。</li> <li>・ 広告掲載までに、広告原稿案の事前審査を受けていただき、承認を受けていただきます。</li> <li>・ 申出により、掲載期間中の広告の差替えが可能です。</li> </ul>
	お申込み・お問い合わせ先	京都市立病院事務部総務課 広告事業担当 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2 電話番号 075-311-5311 FAX 075-321-6025